

# 香川高等専門学校自彊会館運営規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

**第1条** 香川高等専門学校自彊会館（以下「会館」という。）の運営については、香川高等専門学校不動産管理取扱規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

**第2条** 会館は、学生及び教職員の福利厚生を図るとともに、学生の課外活動等の発展を助成することを目的とする。

(運営)

**第3条** 会館の運営は、校長の命を受けて学生主事が当たり、その事務は学務課が行うものとする。

(使用者)

**第4条** 会館を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校の学生及び教職員
- 二 その他、校長が特に認めた者

(施設)

**第5条** 会館には、次の室を置く。

学生会室、図工室、保健室、食堂及び売店

**附 則**

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。